

令和2年

乙訓消防組合第4回議会  
会 議 録

令和2年11月30日

乙訓消防組合議会

## 乙訓消防組合議会令和2年第4回定例会会議録

### 目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	1
○開会	.....	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告4号 例月出納検査の結果報告について	5
○日程 5	報告第 3号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	5
○日程 6	議案第11号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の 一部改正について	6
○日程 7	議案第12号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正につい て	7
○日程 8	議案第13号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地 方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員 退職手当組合同規約の変更について	8
○日程 9	議案第14号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算 (第3号)について	9
○閉会	.....	14

令和2年11月30日（月）

# 会 議 録

乙訓消防組合議会令和2年第4回定例会

議事日程第4号

令和2年11月30日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(8名)

向日市	米重健男議員	永井照人議員
	和島一行議員	
長岡京市	広垣栄治議員	進藤裕之議員
	福島和人議員	上村真造議員
大山崎町	山中一成議員	

○欠席議員(1名)

大山崎町 朝子直美議員

○事務局職員出席者

石川啓司書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(12名)

中小路健吾	管理者(長岡京市長)
檜谷邦雄	代表監査委員
井上浩二	会計管理者
中澤明彦	消防長
矢尾板祐司	本部次長
中尾完士	本部次長兼警防課長
能勢忠希	向日消防署長
高橋義彦	長岡京消防署長
平井勝治	大山崎消防署長
浅田太	本部総務課長
岡正幸	本部予防課長
岡本喜代治	本部救急課長

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名  
日程 2 会期の決定

- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第4号 例月出納検査の結果報告について
- 日程 5 報告第 3号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定について)
- 日程 6 議案第11号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程 7 議案第12号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程 8 議案第13号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程 9 議案第14号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第3号)について

○会議録署名議員

向日市 米重健男 議員

向日市 永井照人 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時55分

○和島一行議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少々早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

会議を始めます前に、前回お知らせいたしました大山崎町議会議員の役員改選は、本日時点で実施されておりませんので、大山崎町から選出の2名の議員の任期は引き続きとなっておりますことをお知らせいたします。

また、本日、朝子議員が欠席する旨の届け出がありましたのでお伝えします。

開会に先立ちまして、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は8人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓消防組合議会令和2年第4回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、米重健男議員、永井照人議員を指名いたします。

○

○和島一行議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○和島一行議長 日程3、管理者の諸報告であります。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

本日、乙訓消防組合議会令和2年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。

管理者諸報告に入ります前に、去る11月18日早朝に、向日市上植野町円山で発生いたしました建物火災についてご報告申し上げます。

本火災は、木造2階建て住宅、延べ面積117平方メートルから出火し、乙訓消防組合から消防車等11台45名が出場し、消火・救護活動に当たりました。

この火災では、出火建物が全焼し、出火建物内にいた家人の男性1名が死亡、家族3名が負傷し、救急搬送されております。

また、南側及び西側の隣接建物の外壁等が部分焼しております。

出火原因につきましては、現在、調査中であります。

このたびは、火災により1名がお亡くなりになられるという、非常に痛ましい事案でしたが、乙訓消防組合としましては、これからも人命救助を最優先に、被害を最小限に食い止める活動を行い、乙訓15万住民が安心して暮らしていけるよう最善を尽くしていく所存であります。

それでは、管理者諸報告をさせていただきます。

まず初めに、9月から10月末までの2カ月間の火災等の災害状況についてご報告申し上げます。

この間の件数につきましては、お手元に配付させていただいております資料のとおり、合計1,053件の出場をいたしております。内訳では、火災7件、救助11件、その他災害5件、救急につきましては1,030件出場しており、このうち新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送事案は2件ございました。

前年同期と比較して、火災1件、救助1件、その他災害2件が、それぞれ増加している一方、救急出場は88件の減少となっております。

火災7件の種別は、建物火災が4件、車両火災が2件、その他の火災が1件でございます。建物火災4件中、住宅用火災警報器の設置義務に該当する火災は3件で、うち奏功事例は1件でありました。

また、高速道路上への災害出場につきましては、火災1件、救助2件、救急4件に出

場いたしております。

次に、火災予防の啓発につきましてご報告申し上げます。

11月9日から11月15日までの7日間、全国一斉に秋季火災予防運動が展開されました。乙訓消防組合におきましても、一般住宅への防火チラシの配布などを実施し、広く住民の方々に防火意識の啓発を図りました。

また、国から示されております調査方法をもとに、乙訓管内から無作為抽出した230世帯に対しまして、電話による住宅用火災警報器の設置状況の聞き取り調査を実施し、設置の促進及び設置済み機器の点検や交換の推進に努めました。

事業所などに対しましては、特別査察や合同消防訓練などを実施し、自主防火管理体制の推進に努めたところであります。

さらに同期間中、本組合独自で山火事防火運動を展開し、森林及び竹林の保全と地域の安全に資することを目的に、山林パトロールを実施することで、ハイカー等への防火意識の普及啓発に努めました。

今後実施予定の防火運動としましては、忙しさで火の元管理がおろそかになりがちな年末を迎えるに当たり、防火意識の高揚を図るため、12月20日から12月31日まで、本組合独自で年末防火運動を展開いたします。

期間中、地域FMや車両による巡回広報を実施し、広く住民の方々に防火意識の啓発を図る予定であります。

また、向日市、長岡京市、大山崎町の各消防団におかれましては、25日から31日まで、それぞれの地域において年末特別警戒を実施されます。

本組合といたしましても、各消防団とともに災害のない安心で安全な年末を送っていただけるよう、万全を期していく所存でございます。

次に、急な病気やけがをしたときの医療相談窓口事業として、この10月1日から京都府下一斉に開始されております「救急安心センターきょうと #7119」につきまして、事業開始後1カ月間における府民の利用状況が、京都府から速報されておりますので、ご報告申し上げます。

10月の1カ月間で1,705件の相談件数があり、乙訓管内における利用者の状況は、向日市が40件、長岡京市が37件、大山崎町3件でありました。

また、対応内容別の内訳を見ますと、「救急車が必要」が167件、「自身による医療機関への受診」が1,070件、「医療機関受診の必要なし」が123件で、その他にも医療機関の紹介や情報の問い合わせが345件寄せられております。

今後におきましても、より多くの住民の皆様にご利用いただくことで、潜在的な重症者の発見、救急車を必要としない軽症者の搬送割合の減少による、重症者に対する救急車の有効利用など、救急医療体制のさらなる向上につなげていけるよう、継続して広報活動に努めていく所存でございます。

最後に、向日消防署新築工事の進捗状況についてご報告申し上げます。

工事の進捗状況につきましては、測量やボーリング調査など、計画どおり順調に進み、現在は基礎工事の段階であります。

今後とも、施工業者と連携を密にとりながら、よりよい庁舎が完成いたしますよう施工監理に努めてまいる所存でございます。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○  
**○和島一行議長** 日程4、監査報告第4号 例月出納検査の結果報告についてであります。代表監査委員の報告を求めます。

檜谷監査委員。

**○檜谷邦雄代表監査委員** 例月出納検査の結果報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和2年度一般会計の8月分及び9月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

各月ごとに、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏づけとなります証票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査いたしました結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等、適正に処理されていたことを確認いたしました。

なお、検査の対象、時期、概要及び結果につきましては、お手元にお配りいたしております報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

**○和島一行議長** 以上で例月出納検査の結果報告を終わります。

○  
**○和島一行議長** 日程5、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

中小路管理者。

**○中小路健吾管理者** 日程5、報告第3号 専決処分につきまして、ご報告を申し上げます。

本専決処分につきましては、走行中の車両事故に伴うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

平成31年1月9日午後8時5分ごろ、長岡京消防署の消防ポンプ自動車が、向日市内の住宅街を訓練走行中、車両右側上部に積載されている二つ折りはしごに取りつけられたとび口の先端が、一般住宅の軒樋に接触し、軒樋の一部が破損したものであります。

相手方との協議の結果、損害賠償金として、修理費8万7,500円を支払うことで示談が成立し、令和2年9月11日に専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の支払いについては、加入しております公益社団法人 全国市有物件災害共済会の自動車損害保険から、相手方に直接支払われております。



公用車の安全管理につきましては、細心の注意を払い、事故防止に努めるよう指導しておりますが、今後、なお一層の安全管理の徹底を図ってまいる所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○和島一行議長 以上をもちまして、報告第3号 専決処分の報告を終わります。

○

○和島一行議長 日程6、議案第11号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程6、議案第11号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の人事院勧告や構成団体、他の一部事務組合の給与制度を鑑みた給与条例の改正に伴い、条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、一般職員及び管理職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月とするものであります。

なお、この0.05月分の引き下げは、今年度については、12月期の期末手当に配分し、令和3年度以降については、6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう配分するものであります。

なお、この条例は、令和2年12月1日から施行し、第2条の規定については、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

広垣議員。

○広垣栄治議員 0.05下がるということなんですけども、予算ベースでどれくらい下がることになりますか。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 予算でいきますと、総額320万余りになります。

○広垣栄治議員 ありがとうございます。

○和島一行議長 ほかに、質疑ございませんか

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 人事院勧告が出て、給与が下がるということですが、このコロナの中で、

本当に、特に救急隊の方なんかは、もう大変な環境の中で頑張っていると思ひまして、私たちとしては、もう本来でしたら、この賃下げには断固反対みたいなところですよ。

しかし、各市町村とも、組合の方はこれを妥結されたということで、状況を聞いていますと、今の社会情勢の中で、非常に周りの方々、近隣の方、お住まいの方とか、同じように職を失ったり、給与が下がってるとか、その中で仕方がないということで、ご意見としてお聞きしています。

そうした環境であるので、これも一部仕方がないのかなとは思っております。しかし、やはり本質的には、こういう状況下であればこそ、現場で働いている、本当にコロナに直面して働いている方々の給与というのは、しっかり支払われるべきではないかなと考えております。

今後また、人事院の勧告で引き上げられることを望んでおりますけれども、採決前の意見とさせていただきます。

○和島一行議長 ほかに、ございませんか

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第11号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第11号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程7、議案第12号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程7、議案第12号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

電気自動車などに充電する急速充電設備の技術革新が進んだことから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和2年8月27日に公布され、設置することができる急速充電設備の全出力の上限が、従来の50キロワットから200キロワットまで拡大されました。

これに伴い、乙訓消防組合火災予防条例について改正する必要があるため、提案するものであります。

この改正につきましては、令和3年4月1日から施行することといたしております。

また、既存の急速充電設備については、改正前の基準に従うものとしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第12号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第12号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程8、議案第13号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程8、議案第13号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体に、相楽東部広域連合を加え、組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

なお、この規約は、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第13号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第13号 京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程9、議案第14号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程9、議案第14号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ2,543万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,986万1,000円とするものであります。

それでは、6ページ、歳出からご説明申し上げます。

款3消防費、項1消防費、目1常備消防費では、節2給料の不用額を整理し、節3職員手当等では、地域手当・休日勤務手当・期末勤勉手当・退職手当負担金・児童手当の過不足分を精査するとともに、節4共済費では、共済組合負担金の不用額を整理し、目1常備消防費で、合わせて2,540万円を減額するものであります。

また、目2消防施設費、節17備品購入費では、資機材搬送車の購入に係る契約額との差金、3万6,000円を車両購入費から減額するものであります。

5ページにお戻りいただきまして、歳入についてご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしました歳出における減額に伴いまして、款1分担金及び負担金では、構成市町からの分担金2,615万6,000円を減額しております。

また、款6諸収入では、高速道路救急支弁金を額の確定に伴い減額し、総務課雑入を建物損害保険金等の受け入れにより増額し、合わせて102万円を増額しております。

また、款7組合債では、消防車両整備事業債から30万円を、事業債の確定に伴い減額しております。

また、3ページの第2表地方債補正につきましては、消防車両整備事業債の補正後の限度額等を定めております。

以上、令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第14号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第14号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにご意見ございませんか。

永井議員。

○永井照人議員 先ほど、管理者から、冒頭にご説明のございました、先日の上植野の火災の件なんですけど、先日の火災もそうやし、3年か4年ほど前にも、同じ上植野の火災のときでもなんですけど、ちょうど朝の出勤時間と重なりまして、家から出ていく車がかなり出るのに支障が出ると。

私らの年代でありますと、火災やから、これはしようがないかなということであきらめるんですが、割と最近、考え方が変わってきまして、何で通れへんねやという、結構通行人が多いわけなんです。

それについても、最近、車の形態も変わってきて、SUVとか、RV車が結構あるので、あのホース乗り越えよと思ったら乗り越えられるんですね。それを乗り越えても、消防のホースとして大丈夫なものか、それとも、警察との連携、指揮隊もあるわけですから、どこに消防車がどれだけ配置されているというのがわかるから、そこに、その前に警察が来て車を誘導できる体制であるのか、その辺をお聞きしたいのと。

もう一つは、あれだけの火災で、地元消防団の出場もなかった。それは、私は現場で見て、周りが結構、開けてるといふか、隣接している家がなかったんで、恐らく消防署としては、もう十分やという形で、出場をかけなかったと思うんですけども、ただ、近年の消防団の入団状態を見てますと、出場が少ないから、結局、消防団に入る必要ないやんというような考えで、なかなか消防団の入団が、うまいこといってないんです。

そこに、市側としては、これから災害も増えてきてるので、消防団の出場も要請せんなんこともあるというのに、割と、実際に火災いったときには、消防団必要ないわというような捉えられ方をしているんで、その辺の出場体制は、消防団と消防署との連携といふか、話し合い、決まりの中で、どういう場合に出場かけるのやということを、しっかり消防団に説明されておるのか、ちょっとそれが気にかかるんですけども、その辺の説明をお願いしたいんですけど。

○和島一行議長 中尾本部次長兼警防課長。

○中尾完士本部長兼警防課長 ただいまの質問でございますが、まず初めに、消防活動されているときに出勤の通行ができないという件でございますけども、どうしても地域地域によりまして、消火栓、防火水槽等に水利部署して、ホース延長ということで、徒歩でしたら、何とか通っていただくということ、もしくは自転車等でも、何とか通っていただけるというところはあるんですけど、車両に関しましては、やはりご迷惑をかけている部分は、これは否めないところでございます。

ただ、交通量等も考慮しまして、消防車両にはホースブリッジという資機材を載せておりますので、道路を横断する場合、どうしてもというときは、ホースブリッジを設置いたしまして、車両を通っていただくということも可能と考えております。

警察との連携でございますけども、火災を受信しますと、当然私どもの方から警察の方にも連絡をさせていただいて、その地域の警察官と連携して、交通整理に当たっていただくということは必ずやっておりますので、今後もそういう活動になっていくと思いますので、ご理解をお願いいたします。

もう1件、消防団の招集についてでございますけれども、乙訓消防組合では、火災が発生しましたときに、消防団の招集に対する基準というのは、特に設けてはおりません。

ですから、事案ごとに現場最高指揮者である指揮隊長の判断に委ねているところでございます。これは一言で火災と言っても、さまざまな火災がございます。また、火災現場の状況も、住宅が密集している現場もあれば、何も延焼危険がない現場もございますので、現状確認した上での判断が必要と考えられるからでございます。

このたびの火災は、議員がおっしゃるとおり、比較的広い敷地の住宅火災であり、1方向のみ延焼危険が、隣接する住宅が存在したほかは、3方向に限りましては、一方だけ、同一敷地内に建てられた住宅がありましたが、3方向道路があり、気象状況も強風や乾燥といった注意報等の発令もなく、また第1出場の消防隊数、これは7台出場しておりますが、延焼防止を含む包囲隊形が早期にとれたため、延焼拡大危険はほぼない状況であると判断できるものでございましたため、消防団の招集の判断には至らなかったものでございます。

しかし、先ほども申しましたとおり、火災にはさまざまな火災がございます。また、現場の状況もさまざまでございますから、今後とも、消防団の方々には、ご協力を賜るようお願いを申し上げる次第でございます。

○和島一行議長 永井議員。

○永井照人議員 ありがとうございます。

消防団のこと、あまりこの議会で言うべきでないので、各市町の各消防署の署長様には、消防団の分団長会ของときには、しっかりその内容をお伝え願いますように、よろしくをお願いいたします。

○和島一行議長 ほかに、ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 管理者諸報告の、#7119の分なのですけれども、これ、構成市町ごとの、救急と、その搬送、自力と、受診の必要なしという、その分けた数字というのはわかりますでしょうか。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 今、#7119の乙訓管内の受診状況というのを、議員の方からお伺いしていただいたところなのですけれども、10月1日から実施されまして、約1ヵ月間の状況が府の方から出ております。

その中で、諸報告にもございましたように、乙訓管内では80件ございました。京都府下全体では、約10%が救急車が必要であったということが結果として出ております。

乙訓管内では3件、80件のうち3件はですね、救急車が必要だという結果が出ております。

また、自分で行かれてるところが、管内でも62件は、そういう案内されて、あと15件が、病院紹介、そういうことで受診されてるという結果が出ております。

これでいきますと、年間約30件ぐらひは救急車が必要なのですけれども、それ以外の軽症者の、軽症率がかなり高いわけなのですけれども、この辺が軽減できるかなと。

まだまだ、利用者の把握が、まだ10%にも達しておりませんので、失礼しました、1%、0.9%ぐらひしか達しておりませんので、今後、広報等で利用者が増えてきたら、当然、利用される住民の方の不安の軽減と、適正利用がかなうかなと、このように思っております。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 これ、10月1日からということなのですけれども、報告では9月10月で、救急搬送件数、減少してますけど、これについては、特に影響、あったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 当然、影響はあると思います。ただ今年度は、やはりコロナの関係等ございますけれども、当然、皆さん自粛で、外に出歩かないとか、病院の方にもなかなか行かないということで、救急件数も減少しております。

そういう影響もございますけれども、この#7119に関しましては、まだ、10月の時点で、コロナ関係の問い合わせ、発熱等、そういう部分で問い合わせというのは、京都市管内ではございましたけれども、乙訓管内では、まだコロナ関連で問い合わせはないということで、どちらかと言うと、住民の安心安全、不安を取り去るということと、軽症率を下げるというところでは、効果が出てきているのかなと思っております。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 そうしますと、これ、10月が前年に比例して、出場件数が減ってるのは、これの効果もあったということで、よろしいですか。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 特に、この#7119が実施されて、件数が減少しているとは感じておりません。全体的に、今年度に入ってから、1月から10月まででも、月平均で70件ぐらい減少が見られますので、恐らく、先ほども申しましたように、コロナの関係で、外出等、病院関係、そういうのが出なくなるところに一番の要因があるかなと、このように感じております。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 わかりました、ありがとうございます。

最後、もう一個だけ教えていただきたいのですが、この判断基準というのは、受けられる側の医療機関等の方で判断されてるということでしょうか。救急が必要かどうかというところですけども。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 これは京都府下で、この#7119のセンター、一つに集約されたところのコールセンターというのが、委託されて、そちらの方で、医療従事者、主に看護師さんですけども、その方の判断、それとそこに常駐されているドクターの判断で決められるということで、その決める方式といいますのは、京都府の方で、有識者等の会議でできておりますプロトコールというのがございます。医療判断のプロトコール、それをもとに、電話をされた方の症状等を、プロトコールにあわせて、医療従事者、看護師さんが主ですけども、その方が聞いて判断されて、その結果を返されるという形のシステムでございます。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 わかりました、ありがとうございます。

ちょっと利用者が0.9%ということで、効果の方があまり明白ではないということですけど、今後ちょっとまた見守っていきたいと思います。

やっぱり利用が必要な方が利用できないという状況はぜひとも避けるべきかなと思ひまして、方向性を追っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○和島一行議長 広垣議員。

○広垣栄治議員 同じく、#7119なんですけども、先日、#7119に電話する機会がありまして、電話したんです。そのとき、症状を伝えまして、けがと、あと脳震盪とかがあったという、それが疑われるということで電話させてもらったんです。

そして、そのときに、救急病院を3軒ほど紹介してもらったんですけども、そこに利用者側から電話するんですよ。そのときに、症状を伝えると、整形外科の専門医がいないということが2軒ともあって、1軒はコロナの関係で、多分つながらなかったんです。紹介いただいた3軒、結局全部つながらなくて、改めて今度は119番に電話して、もう一回救急病院を紹介してくださいということで、伝えて、そのときに、5軒ぐらい教えていただいた中で、つながったところに自力で連れていったんですけども、119番だと、専門医が内科とか、外科とか、を確認してはるじゃないですか。担当医がいると



いうのを。

そやけど、この#7119は、担当医がいるという確認をされてないのかなと思うのです。なので、もし情報共有ができるのであれば、情報共有していただいて、担当医がいるところを紹介できるというシステムにしていただけたらなと思うんですけど、いかがでしょう。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 ちょっとそういう初めて連絡された方のお言葉をお聞きしまして、ちょっと驚いているところでございますけれども、まず、京都府の方で、こういう事業をされているのは、小児の方に特化した#8000番、これは今回の#7119というのは、当然、小児から大人まで全てのことを、365日、24時間できるという、画期的なシステムなんですけども、まず、病院選定というのは、そういうお声を、京都府の事務局の方にお伝えして、どのようになっているかというのを確認させてもらって、今後、当然京都府でも同じように、救急医療システムというのは動いてまして、そういうところの空き状況というのは多分#7119のコールセンターの方にも届いていると思います。

ただ、少し、タイムラグというのがございまして、当然、ライブの一番新しい情報というのが、その辺のタイムラグが発生して、電話したところ把握しておられないということというのは、少なからずあるかなとは思いますが。

その辺の状況、今後、府の方に確認して、タイムラグを少なくすることをやっていかなければならないと思いますので、調整をさせていただきたいと思います。

○和島一行議長 広垣議員。

○広垣栄治議員 ありがとうございます。よりよいシステムになるように思っていますので、よろしく願いいたします。

○和島一行議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

これをもちまして、乙訓消防組合議会令和2年第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時41分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 和 島 一 行

乙訓消防組合議員 米 重 健 男

乙訓消防組合議員 永 井 照 人